

生活保護“破壊”

大阪市異常な行政の実態

「自治体が生活保護利用者から介護費1割分の自己負担を求める事例なんて、これまで聞いたことがない」。吉永純花園大学教授は驚きを隠しません。

ビスを使う場合、1割の自己負担に対し介護扶助費が給付されます。しかし、大阪市は保護利用者に、介護保険での福祉用具購入や住宅改修の自己負担を、違法に強いていたのです。

大阪市によると、保護利用者が介護費の1割を負担した件数は2013年3月～11月

で合計11333件でした
ケースワーカーが、ケアマ
ネの選定した福祉用具より劣
悪な機能のものにするよう指
導し、申請を断念させた事例
もあります。

西成区でケアマネをする竹内智子(さとこ)さんは12年ぶりに12月、要介護2の独り暮らしの女性=当時(77)=のため

これを聞いた浜さんは人権侵害だとケースワーカーに抗議。女性の困窮ぶりを伝え、女性は負担を免れました。

保護利用者が介護保険サー

に木目調・脱臭・暖房便座機能つきのポータブルトイレを選びました。福祉用具専門相談員が同区役所に申請しようとしたところ、担当ケースワ

大阪市は生活保護利用者に
介護保険による車いすなど
福祉用具の購入に自己負担
を違法に強いていました

介護利用で負担強要

「一ヵ一」が「多機能タイプは認められない。用が足せたらいいのでプラスチック製の安価なものにするよう」にと指導。便座の冷たさや尿の臭いなどを気にした女性は、申請を断念せざるを得ませんでした。

各団の担当者は「保護利用者に対しては『必要最低限の生活』を保障するとの観点から、必要最小限度の福祉用具を支給してくる」と口をそろえます。

誤り認めるが

吉永教授は生活保護法52条

調。大阪市が違憲・違法で支
払わせた自己負担金は返還す
べきだ訴えます。(つづく)

員会で取り上げ、田村憲久厚労相は法令違反だと認めています。

大阪市生活保護行政問題全 国調査団の楠晋一弁護士は

「介護扶助費を支給せば利用者に自己負担させること」は、憲法25条が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』を下回る生活を余儀なくさせるとのことだ」と強調

1項と54条の2第4項に照
し、「命や健康に直接かかわ
る介護扶助や医療扶助は、非
保育利用者と同等の権利を保